



島根県報

令和7年3月7日（金）

号外第20号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【収用委告示】

公示による通知

2

収 用 委 員 会 告 示**島根県収用委員会告示第2号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているの、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により公示による通知をする。

令和7年3月7日

島根県収用委員会会長 野 島 和 朋

1 通知すべき書類

令和7年1月29日付け島収第19号 審理の開始について（通知）

2 通知を受けるべき者の氏名及び住所

登記名義人（亡）田尾イワの相続人のうち土地収用法施行令第6条第3項の規定による通知ができない次の者

濱岡 愛 神奈川県川崎市多摩区柘形1丁目12番15-509号

濱岡 仁 神奈川県川崎市多摩区柘形1丁目12番15-509号

ドリッドゥガー 結 ドイツ連邦共和国ノルトライン・ヴェストファーレン州フィエゼン市セヴェリエン通り23

織田 貞文 山口県下関市長府四王司町7番28号グリーンハイツ四王司106号

3 書類の受領等

出頭の上、通知すべき書類の交付を受けること。

受領しないときは、令和7年3月11日をもって通知があったものとみなされる。